

# 地域ブランドづくりにおける 地域団体商標の活用のススメ

平成28年7月

北海道経済産業局産業技術課特許室

# 目次

・地域ブランドづくりにおける商標戦略	1
・地域団体商標とは	2
・地域団体商標のメリット	3
・事例① 十勝川西長いも	4
・事例② 東川町	5
・事例③ 虎杖浜たらこ	6
・事例④ 勇知いも	7
・トラブルとなった事例	8
・地域団体商標の登録要件（1）	9
・地域団体商標の登録要件（2）	10
・地域団体商標の登録要件（3）	11
・地域団体商標に関する支援策	12
・（参考）地域団体商標と地理的表示（GI）の相違点	13
・本資料に関するお問い合わせ先	14

# 地域ブランドづくりにおける商標戦略

「地名＋商品名」＋「図形」  
を組み合わせた商標の活用が有効な場合

1. 団体以外の第三者が、既に「地名＋商品名」商標を使用しており、団体だけの商標として周知であるとはいえない
2. 同じ商標を使用する第三者の粗悪商品に起因するブランドイメージの失墜を防止したい（図形商標利用の認証マーク活用）

「地名＋商品名」の商標の活用が有効な場合（地域団体商標）

1. 「地名＋商品名」よりなる商標が団体だけの商標として一定の範囲で周知である
2. 地域団体商標の例
  - ① 気候・風土により商品の産地が限定される
  - ② 伝統的な製造方法等により商品が生産される
  - ③ 既にブランドとして相当程度浸透しておりその評価も確立している

通常商標(3条2項)の活用が有効

1. 「地名＋商品名」よりなる商標が団体だけの商標として全国的に著名である
2. 品質管理や商標の使用基準などが徹底されており、ブランドとしての評価が確立している
3. 3条2項適用による商標の例  
夕張メロン、西陣織

品質向上の努力  
ブランドイメージの高揚

図形付き  
商標の取得

第三者による使用には、  
認証マークによる差別化が有効

地域団体商標

一定範囲の需要者との関係  
で周知性を獲得

通常商標  
(3条2項)

全国的な著名  
性の獲得

消費者の信頼性・周知度

商標を使用する事業者のまとめ

# 地域団体商標とは、

商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること

(地域団体商標は、事業者を構成員に有する団体がその構成員に使用をさせる商標)

地域の名称



商品（サービス）の普通名称

例) ○○りんご、○○みかん、  
○○温泉

地域の名称



商品（サービス）の慣用名称

例) ○○焼、○○織、○○街

地域の名称



商品（役務）の普通名称  
又は  
商品（役務）の慣用名称



産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字

例) 本場○○袖

例) 本場、特産、名産

地域団体商標の権利者となることができる団体

- ①事業協同組合等の特別の法律により設立された組合  
例) 農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合など
- ②商工会
- ③商工会議所
- ④NPO法人
- ⑤これらに相当する外国の法人

# 地域団体商標のメリット

日本全国で商標使用が独占できる。

他人による商標使用が排除できる。

地域団体商標は権利者による独占的な使用が認められる。  
もし、他人が使用していれば警告・その他法的措置を執ることができる。

法律で守られる  
強力な権利！

+

## 地域全体や構成員の結束強化・ブランド意識の向上

地域団体商標の取得には地域のまとまりが大切な要素。取得がきっかけで、地域がまとまったといった声や関係者のブランド意識に変化がでてきたという声も。

## 模倣品被害の軽減

地域団体商標を取得していることで、警告や権利行使が可能となり、模倣品の抑制効果が期待できる。

## 商品・サービスの宣伝・イメージアップ

商標権を取得しているブランドであることをアピールすることで、取引先・消費者も安心して取引・消費することができるため、商品・サービスの宣伝・イメージアップにつながる。

# 【事例①】：十勝川西長いも

～安心・安全の証～

【権利者】帯広市川西農業協同組合

【指定商品】 帯広市川西地域及びその近隣地域で生産された長いも、帯広市川西農業協同組合において生産及び管理された種いもを用いて帯広市川西地域及びその近郊地域で生産された長いも



【登録番号】第5002095号

【登録日】平成18年11月10日

＜出願から登録までの経緯＞

- ◆ 市場から高い評価を得ることによって、生産量の増加とともにブランドが確立。
- ◆ ブランドが確立されたことによって、他産地との差別化や公的な認証によるブランド力の強化、生産者の自信と励み、研鑽意識の高揚に繋がると考え、地域団体商標を出願し登録となった。

＜登録による効果・活用方法＞

- ◆ 地域団体商標制度の北海道第1号の登録となったことにより、メディアに取り上げられる機会が大幅に増え、多くの場面でアピールすることに成功。
- ◆ 東日本大震災後は、日本の農産物に対する風評被害により海外への輸出量が減少する中、十勝産の産地証明となる「地域団体商標登録証」のコピーを添付し輸出した結果、放射線等の影響のない産地の農産物であることを証明でき、輸出停止措置を回避。
- ◆ 外国出願補助金制度を活用し、タイとシンガポールで商標権を取得。
- ◆ 近隣農協との広域連携により安定した生産と広域共販体制の下での通年出荷を実現し、海外への輸出量も着実に増加（平成11年産：約68t→平成26年産：約262t）

# 【事例②：東川町（東川米、大雪旭岳源水）】

～地域と商品への誇り・結束力の強化～

【権利者】 東川町農業協同組合

【指定商品】 東川米（上川郡東川町産の米）  
大雪旭岳源水（大雪旭岳及びその  
周辺地域で生産された飲料水）



【登録番号】第5491588号  
【登録日】平成24年5月11日



【登録日】平成25年4月5日  
【登録番号】第5571515号

＜出願から登録までの経緯＞

- ◆ 東川町は大雪山連峰の主峰である旭岳の山裾に広がる農業の町であり、大雪山の自然が造りあげた銘水「大雪旭岳源水」は、環境省が選定した平成の名水百選にも選出。
- ◆ 「大雪旭岳源水」は、カルシウムやマグネシウムなどのミネラル分が豊富に含まれており、「東川米」にも好影響を与えている。
- ◆ 大自然が造りあげた大雪の清流や作物のブランドを保護することを目的に「東川米」と「大雪旭岳源水」を地域団体商標として出願し登録。
- ◆ 出願に際しては、登録の要件となる周知性を高めるため、道内のみならず、東北6県、新潟県、東京都、神奈川県などで米と水をセットでPR活動を実施。

＜登録による効果・活用方法＞

- ◆ 地域団体商標を登録したことによって、生産者が農業への誇りや自信を強めたとともに、地域内における結束力の強化にも結びついた。
- ◆ 地域団体商標登録後は、東川町を挙げてPR活動に取り組んでおり、その一環として「東川米」と「大雪旭岳源水」を詰めたギフトセット「美味ご飯セット」を売り出したところ、好評を得た。
- ◆ 「東川米」は、2014年から台湾に輸出され積極的なPR活動を展開。また、外国出願補助金制度を活用し台湾へ商標出願中。

# 【事例③：虎杖浜たらこ】

## ～模倣品の排除～

【権利者】 胆振水産加工業協同組合

【指定商品】 北海道虎杖浜沖で漁獲された助宗鱈を原料として白老町虎杖浜地区で加工されたたらこ



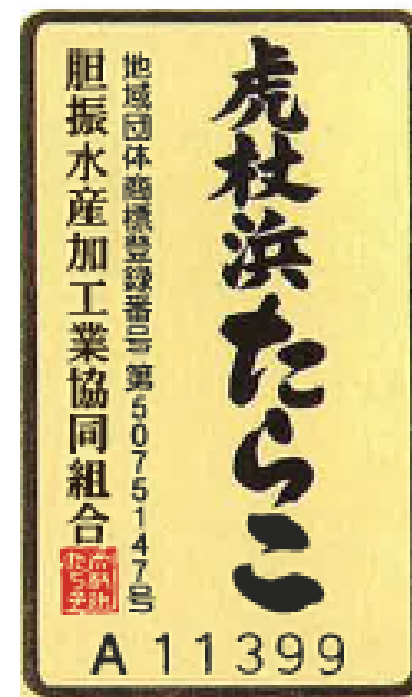
【登録番号】第5075147号  
【登録日】平成19年9月7日

### ＜出願から登録までの経緯＞

- ◆ 虎杖浜でのたらこ生産は大正末頃から行われており、歴史性とともに高品質と優れた味が高く評価されてきた。
- ◆ しかし、粗悪なたらこが虎杖浜産と偽り市場に出回るようになったことをきっかけに、偽ブランドの排除とブランド価値を高めることを目的に、地域団体商標を出願し登録となった。

### ＜登録による効果・活用方法＞

- ◆ 「虎杖浜たらこ」として販売できるのは、虎杖浜沖で漁獲されたスケソウダラを原料として、白老町虎杖浜地区で加工したことを条件としており、当該条件を満たした商品のみ「虎杖浜たらこ」の商標シールを貼付し販売することが可能。
- ◆ 商標シールを連番管理方式で作成し、生産者の責任意識を高めるとともにトレーサビリティを確立。
- ◆ 外国出願補助金制度を活用し、タイとインドネシアに商標を出願中。



「虎杖浜たらこ」  
商標シール



# 【事例④：勇知いも】

～公告・宣伝効果によるイメージアップ～

【権利者】 稚内農業協同組合

【指定商品】 稚内市勇知地区で生産された  
じゃがいも



【登録番号】第5807860号

【登録日】平成27年11月20日

＜出願から登録までの経緯＞

- ◆ 「勇知いも」の最大の特徴は甘さ。日本最北の冷涼な気候と雨雲をさえぎる利尻富士の存在などが最適な環境となり、でんぷんを多く含むじゃがいもが生産される。
- ◆ 勇知いもの生産は明治末期から始まり、一流ホテルや高級料亭等で多く使用されていたが、冷害や酪農移行等により一時生産が途切れてしまい「幻のブランドいも」と言われていた。栽培技術を次世代に伝えたいという熱意ある有志が「勇知いも」を復活させた。
- ◆ 産学連携の取組により、自然冷熱利用施設（冰雪貯蔵）で寝かせることでさらに甘みが増し、果実並みに糖度が高くなることが判明。最近では、スイーツの材料としても利用されている。
- ◆ わっかない勇知いも研究会と稚内農協が協力して、伝統ある「勇知いも」のブランド構築を目指し、地域団体商標を出願し登録となった。

＜登録による効果・活用方法＞

- ◆ 稚内ブランド協議会の認定制度「稚内ブランド」にも認定され、テレビ、ラジオ等のメディアや観光・食関係の雑誌に掲載される機会が増加。さらに、道内外での積極的なPR活動を実施することで着実に知名度が上がり、販路拡大に繋がっている。
- ◆ 肥料を減らした環境にやさしい土で生産していることが評価され、北海道が推進する「YES！clean（北のクリーン農産物表示制度）」の認定も取得。“信頼”という新たな付加価値も獲得した。

# 【トラブルとなった事例】

## <経緯>

- ◆ 「Aビーフ」は、B農業協同組合とその組合員が「安心・安全」に配慮し丹精込めて生産しており、ブランド牛として地元で人気のある牛肉。価格も一般の牛肉よりも高値で販売されていた。
- ◆ ある日、地元の飲食店で「Aビーフ」として提供された料理に、価格の安い別の牛肉が使われていたことが判明。
- ◆ 調査したところ、「Aビーフ」を取り扱っている精肉業者が、入荷以上の注文を受けてしまったため、Aビーフ以外の牛肉を表示を偽って納品。さらに、飲食店も表示偽装されていることに気づかず、そのまま消費者に提供していた。
- ◆ この事件の発覚により、「Aビーフ」の信用は損なわれ、売上が落ち、今後は生産者の減少も懸念される。

## <地域団体商標登録に向けた取組をしていけば・・・>

- ◆ 周知性を高める取組（PR活動等）により、精肉業者に「Aビーフ」が品質の高い差別化されたブランド牛であることを認識させることができ、表示偽装の抑止力となった。
- ◆ 農協・組合員をはじめ関係者間のコミュニケーションが取れ、団結力が高まることにより、早い段階で偽装に気づくことができ、被害の拡大を防ぐことができた。
- ◆ 品質基準や流通経路における管理体制、商標の表示基準等があらかじめ整理されるため、偽装することが難しい仕組みができていた。



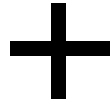
## <さらに、地域団体商標として登録されると>

- ◆ ニセモノ、タダ乗り等の不正使用に対して、権利者が自ら警告や権利行使（損害賠償請求、差止請求）することができる。
- ◆ 取引先・消費者等に対して商品の魅力や付加価値をPRことができ、イメージアップや信用の獲得に繋がることが期待できる。
- ◆ 地域ブランドが確立され、生産者の増加や地域の活性化に繋がる可能性も期待できる。

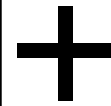
# 地域団体商標の登録要件（1）

出願人が備えるべき主体要件（団体の適格性）

法人格



①～④のいずれかの団体に該当する団体であること



設立根拠法において構成員資格者の加入の自由が保証

- ① 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有するものであって、当該法律に構成員の加入の自由が担保されているもの）  
（例） 事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合
- ② 商工会
- ③ 商工会議所
- ④ N P O 法人

# 地域団体商標の登録要件（2）

## 地域と商品（役務）との密着関連性

商標中の「地域の名称」が、商品の産地であるなどの商品（役務）と密接な関連性を有する地域の名称であることが必要。

### [密接関連性の例]

地域団体商標	指定商品（役務）	地域の名称と商品との密接な関連性
東京みかん	農産物	当該商品が生産された地域
東京ヒラメ	海産物	当該商品が水揚げ又は漁獲された地域
東京仏壇	工芸品	当該商品の主要な生産工程が行われた地域
東京温泉	温泉における入浴施設の提供	温泉が存在する地域

## 注意（地域的な限定）

指定商品の表示は、例えば、商標中の地域の名称が商品の産地であれば「○○（地域の名称）産の○○（商品の名称）」のように、品質の誤認がないように地域的な限定を付す必要がある。

地域団体商標	指定商品
東京千代田こんにゃく	東京都千代田区産のこんにゃく（商品の産地の場合）
奥多摩瓦	東京都奥多摩町産の粘土を主要な原材料とする瓦（主要な原材料の場合）

# 地域団体商標の登録要件（3）

## 出願人の使用による商標の周知性の要件

- ①出願商標と同一の使用商標が、出願人またはその構成員によって商標が使用された結果、当該団体又はその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていること。  
→「需要者の間に広く認識」とは、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることが必要。
- ②使用されている商品（役務）と出願された指定商品（役務）が同一であることが必要。  
なお、周知性の判断は個別の指定商品（役務）ごとに判断する。

## 【周知性に関する判断】

商 標	指定商品
商標「東京焼」 使用商品「急須」「皿」	○「東京都で生産された急須」「東京都で生産された皿」 ×「東京都で生産された陶器」 (急須、皿以外の陶器には周知性が認められない場合)

# 地域団体商標に関する支援策

## 権利取得支援

## 活用支援

## 海外での知財係争対策支援

### 【知財総合支援窓口】

- 北海道経済産業局や関係機関と連携し、地域団体商標取得・活用に向けた支援を実施
- ブランド専門家を活用し、地域や組合等の課題に応じたブランド構築支援を実施



権利取得

権利活用

係争対策

〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル5階  
北海道知的財産情報センター 一般社団法人北海道発明協会内  
電話 011-747-8256 FAX 011-747-8253 メール [chizai@jiii-h.jp](mailto:chizai@jiii-h.jp)

### 【地域知財支援力強化補助金】

- 地域の支援機関等の先進的な知財支援の取組(アイデア)に対し、実施に係る経費を補助

権利取得

権利活用

### 【外国出願補助金】

権利取得

- 中小企業者等による戦略的な外国出願の促進を図るため、(公財)北海道中小企業総合支援センター及び(独)日本貿易振興機構(JETRO)を通じ、中小企業者等の外国出願にかかる費用を助成
- 補助率: 1/2
- 補助上限額: 1企業に対する1事業年度の上限額300万円  
特許150万円、実用・意匠・商標60万円  
冒認対策商標30万円

### 【中小企業地域資源活用促進法による軽減措置】

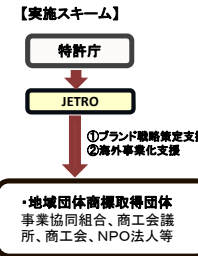
権利取得

- 「中小企業地域資源活用促進法」の認定を受け、地域産業資源活用事業計画に従って行われる地域活性化に向けた取組みに対し、地域団体商標の登録料等を軽減
- 出願手数料、設定登録料、更新登録料 1/2軽減

### 【海外戦略構築支援】

権利活用

- 中小企業にとって、身近な知的財産であるデザイン・ブランドの活用を促進し、商品・サービスの高付加価値化及び事業化を支援
- 地域団体商標に登録されている農水産品、飲食品、特産品、観光地等を対象に、当該ブランドの海外での周知・普及を支援し、世界に通用するブランド化を後押し
- 支援対象: 地域団体商標を取得した地域団体
- 支援内容:
  - ①地域団体商標のブランド戦略策定
  - ②海外での事業化支援
 ⇒成功モデルの創出と全国への展開

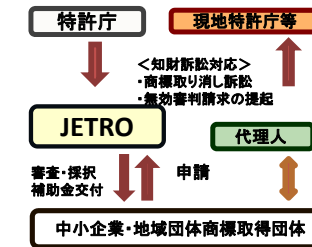


### 【海外知財係争対策支援】

係争対策

- 実施主体: (独)日本貿易振興機構(JETRO)
- 支援対象: 中小企業・地域団体商標を取得した団体
- 補助対象費: 弁護士への相談等係争前費用及び係争費用  
※損害賠償金、和解金は対象外  
※冒認商標の場合、拒絶査定不服審判に係る費用、商標買取費用は対象外
- 補助率: 2/3
- 補助上限額: 1社あたり500万円まで
- 対象国: 全地域

#### 【実施スキーム】



次のケースに対応  
①知財侵害で訴えられた場合  
②冒認商標を取り消す場合

#### ①知財侵害で訴えられた場合

知財侵害で訴えられた場合、弁護士への相談、訴訟準備、訴訟対応  
【知財係争対策支援 2/3補助】

#### ②冒認商標の取消が必要な場合

<冒認商標の発見の契機例>  
①海外へ商標出願し、拒絶  
②海外で模倣品を発見し、調査  
③中小企業商標先行登録調査

冒認商標を確認、取消し・無効に係る係争  
【知財係争対策支援 2/3補助】

冒認商標の取消し後、外国出願  
【外国出願補助金 1/2補助】  
模倣品の調査 【2/3補助】

## 地域ブランドづくり関連の支援策(ふるさと名物応援事業補助金)

### 【JAPANブランド育成支援事業】

複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かして、海外販路を開拓するための戦略の策定、また、当該戦略に基づいて行う商品開発や海外展示会への出展等を支援

- ①戦略策定支援事業  
補助上限額200万円(補助率: 定額(10/10))
- ②ブランド確立支援事業(1~3年目)  
補助上限額2,000万円(補助率: 2/3)

### 【地域産業資源活用事業】

「鉱工業品(非食品)」又は「観光資源」の地域資源を活用する認定地域産業資源活用事業計画に基づき行う商品開発や販路開拓等を支援

- 補助上限額500万円(補助率: 2/3)
- ※4者以上の共同申請の場合、補助上限額2,000万円

### 【低未利用資源活用等農工商等連携支援事業】

#### <事業化・市場化支援事業>

認定農工商等連携事業計画に基づき行う新商品・新役務の開発、それに係る試作品の製造、販路開拓等を支援

- 補助上限額500万円(補助率: 2/3)

# (参考) 地域団体商標と地理的表示 (GI)の相違点

	地域団体商標	地理的表示 (GI)
保護対象 (物)	全ての商品・サービス	農林水産物、飲食料品等 (酒類等を除く)
保護対象 (名称)	「地域名」+「商品名」等	地域を特定できれば、地名を含まなくてもよい
登録主体	農協等の組合、商工会、商工会議所、NPO法人	生産・加工業者の団体 (法人格のない団体も可)
主な登録要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の名称と商品が関連性を有すること (商品の産地等)</li> <li>・商標が需要者の間に広く認識されていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地と結びついた品質等の特性を有すること</li> <li>・一定期間 (概ね25年) 継続して生産された実績があること</li> </ul>
使用方法	登録商標である旨を表示 (努力義務)	地理的表示は登録標章 (GIマーク) 共に使用 (義務)
品質管理	商品の品質等は商標権者の自主管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地と結びついた品質基準の策定・登録・公開</li> <li>・生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理し、それを国がチェック</li> </ul>
効力	登録商標及びこれに類似する商標の不正使用を禁止	地理的表示及びこれに類似する表示の不正使用を禁止
効力範囲	出願時に指定する商品若しくはサービス又はこれと類似する商品若しくはサービス	登録された農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等及びこれを主な原料とする加工品
規制手段	商標権者による差止請求、損害賠償請求	国による不正使用の取締り
費用・保護期間	出願・登録: 49,600円 (10年間) 更新: 48,500円 (10年間) ※それぞれ1区分で計算 ※平成28年3月現在	登録: 9万円 (登録免許税) 更新手続なし (取り消されない限り登録存続)
申請先	特許庁長官 (特許庁)	農林水産大臣 (農林水産省)

# 本資料に関するお問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部産業技術課 特許室

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL : 011-709-2311 (内線2586) FAX : 011-707-5324

E-mail : [hokkaido-tokkyo@meti.go.jp](mailto:hokkaido-tokkyo@meti.go.jp)